

【重要事項説明書】
看護小規模多機能型居宅介護のご案内

1 サービス事業所の概要

(1) 事業者及び事業所概要

法人名	株式会社ジェネラス		
代表者	代表取締役 小山 樹		
事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 ゆるり・あ		
管理者	福田 宜史		
所在地	名古屋市中区千代田二丁目8番7号		
電 話	052-212-9361	F A X	052-212-9362
事業所番号	2390600183		

(2) 運営方針

利用者が、住み慣れた場所で安心していきいきと暮らしていただくために、福祉の豊富な知識を持ったスタッフが、生活リハビリの視点を持って、お一人おひとりに合ったサービスを提供します。

関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9時00分から17時00分
宿泊サービス	17時00分から翌9時00分
訪問サービス	随時

（４）定員及びサービスの実施地域

定 員	29 名（通い１５名、宿泊９名）
通常のサービス 実施地域	名古屋市中区

（５）スタッフの体制

職種	職員数	主な職務内容
管理者	1	職員の指導監督、設備や物品の衛生管理 及び緊急時の対応等
介護支援専門員	1	ケアプランの作成、サービスの調整 及び相談業務
介護職員	法定人員	日常生活の介護、相談業務
看護職員	法定人員	健康チェック等医務業務

２ サービスの目的

指定看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「本サービス」という）は、介護保険制度を利用される利用者を対象に、住み慣れた地域で自可能な限り自立した日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じて通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供するものです。このサービスは、介護保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康を管理し、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅生活が継続できるように支援することを目的とします。

３ サービスの内容

本サービスの内容は、前項の目的を達成するため、次のようなサービスを提供するものです。

(1) 介護保険給付対象サービス

ア 通いサービス

- ① 健康チェック・・・看護師等職員にて、血圧測定、体温測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ② 食 事・・・管理栄養士が作成した献立を基に、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、必要に応じ食事介助を行います。
- ③ 入 浴・・・必要に応じて入浴または清拭を行います。
- ④ 排 泄・・・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ⑤ 機能訓練・・・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。
- ⑥ 送 迎・・・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

イ 宿泊サービス

- ・事業所に設置の宿泊室に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

ウ 訪問サービス

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や看護ケア、機能訓練を提供します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- ① 食事の提供にかかる費用（食事代）
- ② 宿泊室の提供にかかる費用（宿泊料）
- ③ 実施地域を越えた地域への送迎費及び交通費
- ④ おむつ代、尿とりパッド代
- ⑤ レクリエーションやクラブ活動（希望者のみ）
- ⑥ 病院で治療中の待機、付き添い時間（時間単位）

4 短期利用小規模多機能型居宅介護

事前に登録契約を交わしていない利用者が、その利用者の状態や利用者の家族等の事情により、緊急に利用することが必要と認められた場合は、7日間を上限として本サービスをご利用できます。なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は、利用期間を14日間まで延長することができます。

5 加算

(1) 初期加算

サービスを開始した日から起算して30日間以内の期間は、初期加算として所定単位が算定されます。30日を超える入院をされた後に利用を再開した場合も同様です。

(2) 認知症加算

主治医の意見書より、日常生活自立度ランクが対象になる利用者について、認知症加算として所定単位が算定されます。

(3) ターミナルケア加算

看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、看護職員、介護職員等がサービスを提供した場合、死亡日及び死亡日以前30日以内で所定単位が算定されます。

(4) 緊急時対応加算

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、計画的に看護師が訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合に所定単位が算定されます。

(5) その他の加算

また、当事業所の状況によって自動的に算定される加算もございます。加算の種類、単位については別表「利用料金一覧表」をご参照ください。

6 サービスの利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービスの利用料

利用料は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が利用者のご負担となります。

利用料については、別表「利用料金一覧表」をご参照いただくほか、計画作成者より提示されるサービス利用票及びサービス利用票別表にてご確認ください。

(2) 介護保険給付の対象外であるサービスの利用料

利用料については、別表「利用料金一覧表」をご参照下さい。

(3) お支払いの方法

利用料については、指定する方法（郵便局等の金融機関による口座引落・振込）によりお支払いいただくものとします（そのために必要な手数料は利用者のご負担となります）。毎月末日締め翌月25日のお支払い（当日が郵便局の休業日である場合はその翌日）となります。

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用中止、変更、追加のご連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止、変更、追加する場合には、サービス利用の前日までに、事業所までご連絡下さい。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険（行政機関の指導に基づき加入しているもの）の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

(4) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご注意ください。その他、ご不明な点がございましたら、管理者までお問い合わせ下さい。

面 会	面会時間は9時から19時までとし、基本的に自由に面会していただけますが、面会者の人数によっては事前にご連絡ください。
外 出	必ず事前にお申し出下さい。
飲酒、喫煙	所定の位置以外は館内禁煙です。また、健康状態によ

	りご相談させていただく場合がございます。
金銭、貴重品の持ち込み	小遣い程度をお願いします。なお、紛失等の責任は負いかねます。
所持品	紛失を防ぐため、必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。

8 身体拘束

サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するための緊急を要する場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。

緊急を要し、やむを得ず身体拘束を行う場合、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき、利用者またはそのご家族に対して事前説明のうえ、書面により同意を得ます。

9 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族の方及び市町村にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

11 協力医療機関

協力医療機関は次のとおりです。

名 称	所在地
モテット鶴舞クリニック	名古屋市中区千代田 2 丁目 8 番 7 号
名古屋あおぞら歯科	名古屋市西区笠取町 4 丁目 86-1

12 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別に定める消防計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応します。

(2) 防災設備

スプリンクラー、屋内消火栓、火災通報設備、誘導灯、消火器ほか

(3) 防災訓練

年2回の実施

(4) 防火管理責任者

坂野 和義

13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回定期的に実施する。
- (4) 上記の(1) から(3) までを適切に実施するための担当者を置く。

14 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

- (1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

担当者 福田 宜史（管理者）

電話：052-212-9361 FAX：052-212-9362

- (2) 利用者は、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話 052-971-4165

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電話 052-959-3087

以 上